

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人桜町会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区用賀2丁目30番1号サンマール用賀203号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、世田谷区、渋谷区、新宿区及び目黒区内の東京都立高等学校の課外活動及び教育文化活動への助成を行うとともに、東京都立高等学校生の育英事業を推進し、広く教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 課外活動ならびに教育文化活動の助成
- (2) 奨学金の給与事業
- (3) 教育に関する講演会、講習会等の開催
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表1の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 行政上の要請等止むを得ない事情により第1項の基本財産の移転又は売却を必要とするときは、その実行に際してあらかじめ理事会及び評議員会の決議を経なければならない。
- 3 前項の実行は、別表2を満たさなければならない。
- 4 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1

号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事業所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 この法人の決算において余剰金がある場合は、その全額を翌年度に繰り越すこととし、余剰金の分配をおこなうことはできない。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロまたはハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
 - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ①国の機関
 - ②地方公共団体
 - ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(任期)

- 第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第12条 評議員は無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) この定款の変更
- (4) 基本財産の移転・売却の承認
- (5) この法人の解散
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数以上が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上が出席し、その3分の2をもって行う。
 - (1) 監事の解任
 - (2) この定款の変更
 - (3) 基本財産の移転・売却の承認
 - (4) この法人の解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 評議員会開催に際して、評議員は互選で議長1名を選任する。
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前条の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- 理事 4名以上8名以内
- 監事 2名
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。
- 4 役員は相互に他の役員を兼ねることはできない。
- 5 役員は第9条に定める評議員を兼ねることはできない。

(役員を選任)

- 第20条 理事及び監事は、評議員会の議決によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 理事の選任に際して、つぎの者を選任することはできない。
 - (1) 理事又は監事の3親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者
 - (2) 1名を超える特定の企業の関係者
 - (3) 1名を超える所管する官庁の出身者
 - (4) 理事の現在数の2分の1を超える同一業界の関係者
 - 4 監事の選任に際しては、監事相互に親族その他特別の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務執行を統括し、業務執行理事はこの法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

- 第25条 理事および監事は、無報酬とする。

第7章 書記

(書記)

- 第26条 この法人の事務を処理するため、書記を1～2名置くことができる。
- 2 書記は、代表理事が任免する。
 - 3 書記は、有給とすることができ、その支給額は代表理事が決定する。

第8章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 理事会の議長は代表理事とする。代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、出席した理事の互選により議長1名を選任する。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した代表理事（代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、出席した理事）及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、評議員会の議決を経なければ変更することができない。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第33条 この法人は、基本財産の滅失又はその他の事由によりこの法人の目的である事業の執行が不能となった場合、その他法令で定められた事由によって解散する。

- 2 この法人の解散は、評議員会の決議を経て、東京都知事の許可を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第34条 この法人の解散に伴う残余財産は、評議員現在数及び理事現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、東京都知事の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第10章 登記並びに公告の方法

(登記)

第35条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第302条および第319条により設立の登記をおこなう。

- 2 設立の登記後、つぎに掲げる事項に変更を生じたときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第320条から第322条に従い変更の登記をおこなう。

- (1) 目的

- (2) 名称
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) 一般財団法人の存続期間又は解散の事由についての定款の定め
- (5) 評議員、理事及び監事の氏名
- (6) 代表理事の氏名及び住所
- (7) 公告方法

3 登記完了後、当該の登記現在事項証明書を東京都知事に提出するものとする。

(公告の方法)

第 36 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他止むを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に公告内容を掲載する。

第 11 章 補則

(規程類の制定、変更)

第 37 条 この定款施行についての規程類は、理事会の議決を経て別に定める。これらの規程類を変更する場合も理事会の議決を要する。

附則

- 1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3. 特例民法法人桜町会の評議員の任期は、一般財団法人桜町会の設立の登記の前日をもって終了とする。
- 4. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
 - 小松邦江
 - 津田栄子
 - 佐藤智恵
 - 鳥居純子
- 5. この法人の最初の代表理事は 渡部静夫 とする。
- 6. この定款は評議員会が第 17 条 5 項の規定および第 32 条 2 項の改正を決議した日（平成 23 年 11 月 30 日）より施行する。

別表1 基本財産

財産種別	場所・物量等
土地	1,399.47 平方メートル 東京都世田谷区用賀2丁目1番10号

別表2 基本財産の移転又は売却の場合の必要条件

	基本財産の移転又は売却の場合の必要条件
移転	<p>移転先の土地の条件として：</p> <p>①当該基本財産と等価又はそれ以上の価格の土地であること。</p> <p>②当該基本財産における活動と同等の活動の出来る地型、面積であること。</p> <p>③東京都立桜町高等学校の敷地より最短距離で300メートル以内にあること。</p> <p>④移転先の土地において当該基本財産における活動と同等の活動を可能にする土地の整備を、全額移転要求元の負担で実施すること。</p> <p>⑤移転先の土地を新たにこの法人の基本財産とすること。</p>
売却	<p>①当該基本財産の売却価格が、売却契約締結前3か月以内に不動産鑑定士が鑑定した価格を下回らないこと。</p> <p>②売却価格から租税公課を控除した後の全額を新たな基本財産とすること。</p>